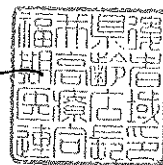


福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する
条例を公布する。

平成21年11月30日

福井県後期高齢者医療広域連合長

東村新



○福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部を
改正する条例

〔平成21年11月30日〕
条例第8号

福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「当該派遣職員」を「当該職員を派遣した」に、「の関係規定の定めるところ」を「における一般職の給与に関する規定の例」に改める。

第7条第2項第2号中「3,000円」を「2,500円」に改める。

第9条中「、勤務時間条例」を「、福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）」に改める。

第10条第1項中「第12条」を「第15条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（連合長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第11条中「第12条」を「第15条」に改める。

第14条中「第15条」を「次条」に改める。

第16条第1項中「第20条第6項」を「第20条第4項」に改め、同条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160」を「職員の派遣元における一般職の給与に関する規定に定める割合」に改める。

第19条第2項中「任命権者が」及び後段を削る。

第20条に次の1項を加える。

- 4 第2項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第16条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第16条第1項の規定により広域連合長が定める日に第2項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例第16条第2項から第5項まで又は第20条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（第23条に規定する職員を除く。以下同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表の職務の級及び号給が1級1号給から56号給までのもの、2級1号給から24号給までのもの及び3級1号給から8号給までのものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.27を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.27を乗じて得た額

(規則への委任)

- 3 第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。